第 百 + 八 号 議

都 民 0 健 康と安全を 確 保 す る 環 境 K 関 す る条 例 0) 部 を 改 正 す る

右 議 案 を 提 出 す る

平 ·成三十 年十二月 四

出 者 京 都 知 事 小 池 百 合

子

提

都 民 0) 健 康と安全を確保する 環境に 関 する条 例 0) 部 を 改 正 する

都 民 0 健 康 لح 安全を 確保する環 境 元に関す る 条例 平 成 十二 年 東 京 都条例第二百十 Ħ. 号) 0) 部 を 次のように 改 正する

下 特定 有 害 物質」 という。 による土壌 0 汚 ?染又は これ に改 め る。

第

百

十三

条中

有

害物質に汚

.染さ

れた土は

壌

から

0)

有

害

物

質

0

大気中

0)

飛

散又は

土壌汚

を一

規則で定

める有害物

質

以

第 省 + 兀 条を次 0) ように改め る。

土. 壌 汚 染 0 除 法去等 0) 措 置 0) 計 画 書 作 成 13 関 する 指 示 等

第 百 + 兀 条 知 事 は、 次 の各号 0) 1 ず れ にも 該当するときは、 工 場又は指 定作 業場を設 置 して いる者で、

特

定

有害物質

を

取

ŋ

又は 取 ŋ 扱 0 たもの 以 下 有 害 物 質 取扱事 業者」 と いう。 に 対 し、 期限 そ 0) 他 0 規 則 で 定め る事 項を示し て、 土

扱 汚染 対 策 指 針 K 基 づ き、 規 別で 定めるところに ょ り、 土 壌 汚 染 0 除 去等 0 措 置 0 計 画 書 以 下 土 壌 地 下 水 汚染対 策 計 画

· う。 を 作 正成し、 これを提出すべきことを指示することができる。 壌

有 害 物 質 取 扱 事 業者が、 特 定 有 害 物 質に より 規則で定める基準 以下 「汚染土 壌 処 理 基 準 と う。 を 超え、 又は 超

えること が 確 実 で あると認め 5 れる土 壌 汚 染を生じさせたとき。

当該土 壌 気汚染の 生じた土地 0) 状況 が、 土 壌汚染により人の 健 康 K 係 る被 害が 生 じ、 又 は 生ず るおそ n が あ る場 合とし

規 則 で定 8 る場 合に 該当するとき。

2 知 事 は 前 項 0 規 定に より 指示を受け た者が、 提 出 0 期 限 ま で に 土 壌 地 下 水汚 染 対 策 計 画 書 を 提 出 L な 1 ときは そ 0 者

第二 百 + 号 議 案 都 民 0 健 康 لح 安 全を 確 保する 環 境 関 する条例 0 部 を 改 正 する条

13 対 期 限 を定 め 7 土壤地下水汚染対 策 計 画 書 を 提 出すべきことを命ずることができる。

3 た者は、 第一 項又は 当該第百十 前 項 0) 匹 規定による土壌地下 条計画書に従って土 水汚染対 壌汚染の 策 計 除去等の措 画 書 (以下この条におい 置を講じなければなら て「第百十四 ない 条計 画 書 とい う。 を 提 出

4 知事 は、 第百十 几 条計画書を提出した者 が、 措置を講ずべき期限までに当該第百十四条計画書に従って土 壌汚染の除去等

0 措 置 を講 じ て 1 な 1 と認めるときは、 その者に対 L 期限を定めて当該措 置を講 ずべきことを命ずることができる

5 第百 + 兀 条計 画 書を提出した者は、 当該第百十四 条計画書に 記載された土壌汚染の除去等の措置が完了したときは、 その

旨を知事に届け出なければならない。

百十五 一条の 見出 し中 「土壌汚染」を「土 壌等の汚染状況」 に改め、 同条第一 項中 「有害物質による」 を 「特定有害 物 質に

指 ょ 定作業場 に、 0) 場合」 敷 施地内 の特定有害物質による土壌等の汚染状況の を 「とき」に、 「規 則 を 規 則 に、 調 「その敷地 査 (以 下 内の 「汚染状況調 土 壌 O汚 査」という。 染状況を調査 し、 を実施し、 を 「当該工 及び」 一場又は に改

め、同項に次のただし書を加える。

将 来に わ たり地 下水の 利 用 0) 見込みが な 1 土地として規則 で定める要件に該当するときは、

ح

0)

限りでない

第百十五条第二項及び第三項を次のように改める。

2 は、 前 項 O規定による汚染状況調 査の結果、 当 |該敷地 内 の土壌の特定有害物 質 0 濃度が汚染土壌処理 基準を超える場

か つ、 当 該 敷 地 内 の土壌汚染が規則で定める基 準に該当するときは、 当該汚 染 状 次況調 査 0) 結 果を報 告 した者に対

期 画 書を作 限その他 成 0 規則で定める事項を示して、 これを提出すべきことを指示することができる。 土壌汚染対策指針に基づき、 ただし、 規則で定めるところにより、 当該土壌汚染が、 当該報告した者が生じさせたも 土壌 地下水污染対策計

0 ないことが明ら かであると知事が認めるときは、 この限りでない。

3 に 知事 は、 期 限 前項 伝を定 Oめ 規定により指示を受けた者が、 て土壌地下水汚染対 策 計 画 書 提 を提 出 出 0) ..すべきことを命ずることができる。 期限までに土壌地下 水汚染 対 策計 画 書 を 提 出しないときは、

その

第百十五条に次の三項を加える。

第二 項 文は 前 項 0 規 **漁定によ** る 土 壌 地 下 水 汚 染 対 策 計 画 書 以 下 ح 0) 条に お 11 7 第 百 + Ŧī. 条 計 画 書 لح 61 う。 を 提 出

4

- た 者 は、 当 該 第 百 + 五. 条計 画 書に 従 って 土 壌 汚 染 0) 除 去等 0) 措 置 を講じ なけ n ば なら な
- 5 0 措 知事 置 は、 を 講 じて 第百 (V + 五. な 1 条計画書を · と 認 めるときは、 提 出 した者 その が、 者に 措 対 置 を講 Ļ 期限 ずべ き期 を 定めて当該 限までに当該第百 措 置を講 ず 十五条計 ベ きことを命ずることができる。 画 書 13 従 って土 壌汚染の 除 去等
- 6 百 + Ŧī. 条 計 画 書 を 提出 した者は、 当 該第百 + 五. 条 計 画 書 13 記 載され た土 一壌汚 染 0 除 法等 0) 措 置が完了したときは その

旨を知事に届け出なければならない。

第百十六条を次のように改める。

 $\overline{\mathbb{I}}$ 場 0) 廃 止 叉 は 施 設 等 除 却 時 0) 義 務

第 百十六 が 地 る おそ 0 規 汚 則 染 れ がなく、 で定めるところにより、 状 次の 況 調 各号に 査 を実施 か つ、 掲げる者は、 当 分 規則で定める 0) 間 申請を行い、 汚染 土 壌 状 汚 **汉**況調 日までにその結果を 染 対策 査 当該 0) 指 実 土地が特定有害物質による土壌 針 施 13 が 基 困難 づ き、 な状 知事に報告しなければならな 規 況 則 K で定めるところにより、 ある旨 0) 知事 0) 0) 汚染により 確認を受けたとき それぞれ当 ただし、 人の健 康 は、 第 13 該各号に定 係る被害 一号に掲 ح 0) 限 ŋ が げ 8 生ず る者 で る 土

又 は 工 指 場 等 定 作 廃 二業場 止 者 0) (有 敷 放地であ 害物質取 0 た 扱 土 事 地 業 者 で あ 0 た者で工 場又は 指 定作 :業場 を廃 止 L たも 0 を 1 う。 以 下 同 じ。 当 該

工

場

- 施設等 除却者 (有 害物質取 扱事業者 で あ 0 て、 工 場又は 指 定作業場 0) 全部又は 規 則で定める主要な施設等を除 却 L よう
- するも 0 を 11 う。 以 下同 じ。 当該 除 却に 伴 1 土 壌 0) 掘 削 を行う土 地
- 2 用 状況 前 規則 項 へただし で 土 定め 地 書 0 るところにより 所 0) 確 有 者等 認を受けた者 (土地 0) 知 事に 所 (その 有 者、 届 け 者 出 管 0 地位 理者又は なけ n を ば 承 なら 占有 継 した者 な 者を 61 を含む。 1 う。 以下同じ。 次項 E お 11 その 7 同 じ。 他 0 規則 は、 で定める 当 該 確 事 認 項 13 0) 係 変更に る 土 地 0 0 利
- 3 知 事 は 次 0) 各 号 0) 17 ず れ か に 該当す るときは 第 項ただ L 書 0 確 .認に 係 る 土 地 0) 全 部 又は 部 13 0 1 て当 該 確 認 を 取

り消すものとする。

- 当 該 土 地 (T) 全部 又は 部 が 同 項ただし 書 0 確 認 0 要件を満たさない 状 況に になっ たとき。
- 同項ただし書 0) 確認を受けた者が前 項 13 規定する 届出をせず、 又は虚偽 . の 届 出 を行ったとき。
- 4 知 事 は、 第 項 0) 規定による汚染状 況 調 査 の 結 果、 当該 土 地 0) 土 壌 の特定有害 物 質 0) 濃度が汚染土壌処理 基準を超える場
- 合で、 か つ、 当 該 土 地 が 次の各号の ず n かに該当す るときは 工 一場等 廃 止 者又は 施 設等除却 者 13 対 Ļ 期 限その 他 0) 規則
- で定める事項を示し を提 出すべきことを指示することができる。 て、 土壌汚染対策指針に基づき、 ただし、 規則で定めるところにより、 当該 土 壌汚染が、 当 該工場等 土 廃 壤地下水汚染対策 止者又は 施設等除 計 却 画 『書を作 者が生じさせた 成
- ものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。
- 当該 土 地 の 状 況 が、 土壌汚染により 人の 健康に係る被害が 生じ、 又は生ずるおそ れ がある場合として規則で定め る 場 合
- 当該土 壌汚染が規則で定める基準に 該当するとき (将来に わ たり 地 下 · 水 の 利 用 0) 見込みが な 1 土 地 とし て規則で定

8

者

要

件に該当

「するときを除く。

13

該当するとき。

- 5 に 対 知事は、 し、 期 限 前 を定 項の規定により指示を受けた者が、 め て土壌地下水汚染対 策計画書 提 を 提 出 出 0) 期限までに土壌地下 すべきことを命ずることができる。 水污染対 策計画書を提出しないときは、 そ 0)
- 6 第 項 文は 前 項 0) 規定による土壌地下 水污染対策 計 画 書 (以下この条におい て「第百十六条計 画 書 لح 1 う。 を 提 出
- 7 た工場等廃止者又は施設等除却者は、 は、 第百十 六 条計 画書を提出 し た 工 当該第百十六条計画書に従って土壌汚染の除 場等廃止 者又は施設等除却者が、 措置を講 去等の措置を講じなけ ず ベ き期 限 までに当 該 ればならな 第百十六条計 画
- を 書に従 命ずることができる。 7 土 壌 汚 染 0 除 去等 0) 措 置を講 じ 7 61 な 13 と認めるときは その者に対 L 期 限 を定 8 7 当該措

置

を講ずべきこと

8 措 置が完了し 第百十六条計画 たときは、 書を提出 その旨 した工 を知事に 一場等廃 止 届 け 者又は施設等除却者 出 なけ n ば なら な は、 当該第百 十六条計 画 [書に記載され た土 壌 汚染の除 等 0

9 該汚染 님 0 第 土 届 第 状 地 百 項 出 + 及 況 0) - 六条 当 Ü 調 譲 査 第 該 渡 土 0) 計 兀 実 借 項 地 画 施 書 地 か 0 及び 譲 0) 5 0) 場 渡をした 作 前 報 合に 成若 項 告、 ま あっては、 で L 際、 くは 第百十 0 規 提 工 定 場 六 13 出 条計 等 当 又 か 該 廃 は か 止 画 土 土 わ 者 書 地 壌 5 又 0 ず、 0 汚 は 返 作 染 施設等 湿炭を 成 工. 0 及び 除 場 去等 61 等 · う。 提 除 廃 却 出 止 0) 者又は 以 者 措 並 がに土 が 下同じ。 置 行 若 施設 しく 0 てい 壌 は当 汚 等 をしたときは、 染 除 な 61 0) 該 却 除去等 措 者 b 置 が、 0) 13 が 完了 限 0) 汚 る。 措 染 置 当 状 L た旨 該譲渡を受けた者 況 及び当 を 調 行 査 0) 該 わ 届 0) なけ 措置が完了した 出 実 施若 を行 れば わ L \$ なら ず í, は 当 報

10 は、 で 定め 知 当 事 る 該 は 事 土 ,項を 地 前 項 通 譲 知するものとする。 渡を受けた者に対 次条第二項 ĸ におい し、 7 準 当 -用する場合を含む。 該工 一場又は 指 定作 業場 に規定する土 13 お 1 て取 'n 地 扱 0 0 譲 7 渡を受け 61 た特定 É 有 者 害 物質 が (V ることを 0 種 類 べその 知 他 つ た 0) とき 規 訓

11 除去等 去等 調 を基づく 査又は + 0 地 0 措 0) 土 置 措 汚 所 染状 一を行 壌 置 有 汚 者等 が 当 染 況 つ た場 0 該各項に規定する方法に 調 $\widehat{\pm}$ 査又は 除 法去等 合 場等廃止者、 $\widehat{\mathbb{T}}$ 0) 土 措 壌 場 置 汚 等廃止 が 染の あ 施設等除却者及び 者、 0 除 た 去 施設等 より b 等 0) 0) とみ 行 措 置 除 わ なす を 却 n たも 者又は 第 行 九 わ 項 0) な で 11 第 0) あ 場 九 譲 合に ると知事 項の譲渡を受けた者 渡を受けた者を除 限 る。 が認めるときは、 K お ζ. 11 が、 て、 当 第 が 当 該 汚染状況調 該 汚 項 各 染 第六項 項 状 0) 況 規 調 査 文 又は 定による汚 査 文は は 第九 土 壌 土 項 汚 壌 染状 汚 0 染 0) 染 規 定 況 除

第百十六条の次に次の二条を加える。

有害物質取扱事業者による自主調査)

施したときは、

その

結

果を知事

、に報告することができる。

第 百十六条の二 は、 土 壌 汚 有害物)染対 策指 質 取 針に 扱 事 基づき、 業者 第百 規 則で定めるところに + Ŧi. 条第一 項、 前 条第 より 項又は第 当 該 工 場 百十 双は Ł 指 条第二 定 作 業場 項 0) 0) 規 敷 定 地 0) 内 適 0 用 汚 を 染 、状況 受 け る 調 者 査 を を 除 実

2 第 几 前 条第 項 中 几 第 項 か 項 5 第 لح 九 あ 項までの る 0 は 規 流定は、 第百 + 六 前 項 条 の 二 0 報 告 第 をした有 頂 と、 害 物 質 工 、取扱事業者に 場 等 廃 止 者又は 0 61 施 7 設 準 等 甪 除 す 却 る。 者 ح لح あ 0 場 る 合 0) 13 は お 有 て、 害 物 質 前 取 条

六条の二 及 設等除 六 扱 十六条計 者」 び 有 項 事 報 業 害 中 と、 者 告、 物 却 者 一第二 質 画 第 、取扱事業者」と、 書 と 前 几 第百十六条計画書」 と 条第 項 項におい とあ 文は あ 前 る 七 条 0) 項 る 第 前 及び第八項 は 0) 項 五. て準用する第百十六条第四項から第八項まで」と、 は 有 項 とあ 中 「第百十六条の二計画 害物 「汚染状況調 とあるの る 前 中 質取扱事 0) 項 は 「第百十六条計画 とあ 第 は 業者」 百十六 査の実施若しくは報告、 る 第百 0) は と、 書 十 条 第百十六条の二 六条の二計 の二第二項 書 と、 前条第 とあ 「工場 九 画 項 る に お 書」と読み替えるも 等廃止者又は施設 中 0) 一第二項 第百十六条計画 は 13 第 て準 「第百十六条 ・用す 項 に 「工場等 及び お る第 61 第 7 書 兀 の 二 等 百 準 廃止者又は 0 項 除 + 用 へから とする。 とあり、 却 する第百 計 六 画書」 者 条第 前 とあ 項 几 施設等 気まで」 及び と、 十六条第 項又は第 る のは 汚 二 除却 と あ 染状況調查 場 Ŧī. 几 「有害物質 者 項 等 る 項」と、 廃止 0) は と لح あ 者又は 取 第 0) る 前 第 百 扱 条第 実 0) は 施 百

 $\widehat{\perp}$ 一場等 0) 敷 が地又 は工 場 等の存した土地 0) 改 変 録に お け る汚染地 改 変者の 義 務)

り、 百十六条の る 下 壌 者に 污染 汚染 掘 あっ 対 削 拡 策 そ 散 0 \equiv 7 指 防 は、 他 針 止 13 0) 次 基 規 の各号に掲げ 計 づ 則で定める行為 0) 画 き、 「書」という。 限りでない 規則で定めるところに る土 地 。 以 を作成し、 に 下 お 1 汚染 て、 知事 より、 地 土 0) 壌 改変」 K 0 特定 提出 当該 L 汚 という。 有 なければならない。 染 害物質の濃度が汚染 地 の改変に伴う汚 を行う者 。 以 土 ただし、 染 下 0 壌 拡散等 処理基準 污染地 次条第 を 防 改変者」 を超えてい 止する 項 0) と 規定の適用 た る土 8 う。 0 計 地 0) 画 を受け は 切 n 以 土 盛

第 百 + <u>.</u> 条 第 項 0) 規定による汚 染 状 況 調 査 0) 結 果、 当 該 敷 地 内 0 土 壌 汚染が 同 条第二 項 0) 規 則 で 定 \emptyset る 基準に 該 当

なか

つ

た土

当しな

かっつ

た

土

地

+

第百十六条第 項 の規定による汚染状 況調 査 0) 結 果、 同 . 条第 兀 項 ただし 書に該当し た土 地 又は 同 項 各号 0) 11 ず れ に b

条第二項 第百十 13 辺 条第三 お てこれらの規定 項 若しくは 第 たを準用 几 項、 する場合を含む。 第 百 十 五 条 第 兀 項 若 しく 第百十六条第十 は 第 五 項、 第 百 項 十 又は 六 条第六 次項 の規 項 定により 第 七 項 若 措 L 置が講じら は 九 項 れ 前

前 項 0) 規 定に ょ る 汚 染拡散 防 止 計 画 書 を 提 出 L た 者 は 当 該 汚 染 拡 散 防 止 計 画 書 13 従 つ 7 汚 染 拡 散 防 止 0) 措 置 を講 じ なけ

2

n

ば

なら

な

61

了したときは、

そ

0)

旨を知事に

届

け

出

な

け

ħ

ば

な

5

ない

- 3 第 項 0) 規定に よる汚染拡散 防 止 計 画 書 を 提 出 L た者は、 当 該 汚染拡散 防 止 計 画 書 13 記載され た汚染拡 散 防 止 0 措 置 が 完
- 汚 質」に、 染状況 百十 -七条第 を 設置状 調 査し」 況等」 項 を 中 ーに を 当該 「設置 お 1 土 7 地 状 行 い況その 0) う 汚 を 染 状 他 して (J) 況 調 おけ に 査 を Ś 改 実 め、 に、 施し」に改め、 同 条第二 掘 削 等 項 中 を 同 ?条第三 土 掘 地 0) 削 改変 その 項 中 者 他 調 *の* 査 を に、 土 を 地 規 改変者」 有 定による汚 害 物質 に、 を 染状況 当該 特 定 調 土 有 壌 査 害 0 物
- に、 有 害 物 質」 を 特 定有害物 質 に 改 め、 同 条第 兀 項 を次のように改める。
- 4 知 事 は、 前 項 0) 規定による汚染拡散 防 止 計 画 書 0 提出を受け た場合に おい て、 当 該 土 地 0 土 壌 汚 · 染 が 第 百 + 兀 条 第 項 第

る。

号

0)

規

則

で

定

め

る場

合に該当するときは

当

一該提出

をした者に対

L

そ

0)

旨

を通

知

計

画

0)

変更を求

めることが

でき

旨 + 七 条に 次 0) 兀 項 を 加 える。

5 は、 項 0) 変 規 更後 定に よる汚染拡散防止 0) 汚 染拡散 防 止 計 画 計 書。 画 書 次 を提 項に 出 お した者は、 1 て同じ。 当 一該汚染拡 に従 って汚染拡散 散 防 止 計 画 防 書 止 0) 前 措 項 置 0 規定に 講 じな より変更した場 け れ ば 合 13

を

なら

な

6 第三項 0 規定 13 よる 汚染拡 散 防 止 計 画 書 を 提 出 L た者は、 当 該 汚 染拡 散 防 止 計 画 書 13 記 載 さ れ た汚 染 拡 散 防 止 0 措 置 が 完

了したときは、

そ

の旨を知事に

届

け

出

な

け

n

ば

な

5

な

£ V

あって

- 7 定の適 基づき、 次に 用を受ける者にあっては、 掲 規 げ る土 則 で 定 地 め 13 るところに お て、 汚 ょ 染 この り、 地改 限 汚 変 染拡 ŋ 者 は、 で 散 防防 当 該 止 汚 計 染 画 地 書 を 0) 作 改 変に 成 伴う汚 知 事 |染の K 提 拡散 出 L な 等 を け 防 れ ば 止 なら するため、 な ただし、 土 壌 汚 ·染対 第 策 項 指 0 針 規 13
- 第二 項 0 規 定による汚染状 況 調 査 が 実 施され た土 地 0 いうち、 第 Ŧī. 項 0) 汚 染拡散 防 止 0 措 置 を 要 へしな か 0 た土
- 第 Ŧī. 項 次 項 13 お 11 て準 用 す る場 合 を 含 む。 0) 規定に ょ **b** 措 置 が 講 じ 5 n た 土

地

条

8 項において同じ。 第 七 五. 項 項 及び と、 第 六 当)」とあるのは 項 該 0 8污染拡 規定は 散 防 前 「当該 止 項 計 0 画 汚 汚 染 書 染拡散防 地 心改変者 前 項 0 K 止計画書」と、 規定により変更した場合にあ いつい て準用する。 第六項中「第三項」とあるのは 0 場 一合に つ 7 おい は、 て、 変更 第 後 五. 0 項 汚染拡 中 「第七項」 第三 散 項 防 と読み替える 止 とあ 計 画 書。 る 0) 次 は

第百十八条を次のように改める。

ものとする。

(記録の保管、引継等)

第百十八 0 物質その 0 (その 所 確認を受け 有 者等にこ 者 条 他 0 0 地位を承継した者を含む。 第 た者 操業 百十四条から前 れを引き継が 時 (そ 0 状況に の者の いっ なけ 地 条までの規定に基づく調査を行った者、 位を承 て、 ればなら 土 継した者を含む。 に 地 0 あっては当該調査 所有者等と共有するとともに、 にあ っては工場又は指定作 計 画書又は措置の内容につ 措置に係る計 記録を作 画 =業場に :成し、 書を作成した者又は措 61 保管 て、 お 11 į 7 第百十六条第 取 及び ŋ 扱 必要に応じて土地 つ てい 置を行 項ただし た特 定 った者 有 書

2 等又は +地 引き継 0) 所 有 者 が ħ 等 た記 (そ 0) 録 跡につい 者 0 地 位 て、 を承継した者を含む。 当 該 土地に おける土地改変者又は汚染地改変者に対して適切に提供しな は、 前 項 0) 規定により 共 有した調 查、 計 画 書若 しく 、は措 け ればなら 置 0 内 容

第百十八条の次に次の一条を加える。

(台帳の調製等)

第 百十八条の二 3 により、 所 在 地 知事は、 そ 0 他 第百十 0 規則 で 兀 定める事 条から第百十七条までの規定に基づく調 項を記 載 した台帳 を調製し、 これ 査、 を保管し 計 画 書、 なけ 措置等に れば なら 0 ない 1 て、 規 則で定めるとこ

2 前項に規定する台帳は、公開し、一般の閲覧に供するものとする。

0) 下 第 百 K + 九 条の 工 場 見 等 廃 出 しを 止 者、 施 (調 設 査、 等 除 措置等に 却 者 を 係る指 加 ええ、 導 及び 一受けた者及び」 助言 並びに情報収集等) を 一受けた者 に改め、 土 地 0 所 同条中 有 者 等 **`** 有 汚 害物質取扱事 染地改変者又は 業者」

に、 汚 染土 壌 0 調 査 一及び 処理等」 を 一調 査、 措 置 等 に改め、 同 条に次 0) 項を加える。

2 判 る 六条第四項 情 断するために 事 提 は、 供 0 第 第 要 岩 号に規定する規則で定める場 請 必 + その 要があると認めるときは、 兀 条第 他の手段により情報を収集するとともに、 項 第二号に規定する規 人の 合 (第百十六条の二第二項におい 則で 健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を有する関係行政機関に対 定める場 合 当 第 「該情報を整理 百十七 条第四 て準用する場合を含む。 し、 項に規定する場合を含む。 保 存 及び 適切に)に該当することを 提 供するよう努 又は 第百

るものとす

項、 六項(第八項 合を含む。 及び第二項 第百二十 第八項 条の見 (第百十六条の二第二項におい E 第百十六条第二項並び お 第百十六条の三各項並びに第百十七条第一 出 いて準用する場合を含む。 しを (勧告等)」に改め、 に第百十七条第二項 て準 及び第七項」に改め、 用する場合を含む。 同条中 0 項、 規定を除く。 から第百十七条までの規定 第三項、)及び第九 同条に次の二項を加える。)」を「第 第五 項 項 (第八項において準 (第百十六条の二 五. 項、 (第百十四条第一 第百十五条第六項 第二 用 する場合を含む。 項に 項、 お 百十五条第一 11 第百十六条第 て準 用 する場 第 項

2 なっている 知事 は、 土 第百十六 地 の場 条第 所及びその範囲につい 項 0 規定に違反している者に対する勧告を行ったときは、 て、 公表することができる。 同 項に規定する汚染状 況調査 0) 対

3 知事 は 前 項 0) 公表をしようとする場合は、 当該 土 一地の 所有者に対し、 意見を述べ、 証拠を提示する機会を与えるもの

す

地 合にあっては 況 百十六条の三」 調 第百二十一条中 を加え、 措 置 |等を実施し 有害物 一又は に、 「第百十六条第四 土 質 地 取 有害物質取扱事業者」 たときは、 の改変者が、 ·扱事業者) _ 頂_ 当該調 に改 土壌汚染の調査又は拡散 を「第百十六条第九項 め、 査 を 措置等」 「工場 係 る土地」 等廃止者又は施設等除却者 に 改めめ 0) 下に 防 (第百十六条の二第二項に 止 同 0) 条の次に次の 「又は第百十六条の二 措置等」 を (第百十六 条を加える。 土 地改変者又は 第 おいて準用する場合を含む。 条の二 項 0) 一第二 汚 染状 汚染地改変者が、 項 況 13 調 お 査を実施 て準用 する 汚 した十 1.染状 第

(土地の所有者等の協力義務)

第 百二 場 一合に +お 1 条の二 ては、 当 第 該 百 土地 干 ・四条から の所 有 者等は、 第百十七条までの 当 一該調 查、 規 措置等 定に基 0) づ き 実施に協 調 查、 力し 措 置等を実施 なけ れ ば なら する者が当 な 該 土 地 0 所 有者等と異なる

第 ·百二十二条第二号中 「場所」 0) 下に . 「 (汚 1染の原 因 が、 専ら 自 然的条件によるも 0) と同 程度に 汚染され た 土 砂に由 来する

と認めら 前 項 第二 れる埋立地を含む。 号の規定に かかわらず、 \subseteq を 加え、 第百十三条から 同 条第三号 前 中 条までの 「有害 物 質 規定は を 特 前 項 定有害物 第二号 質 0 土 壌 K に改め、 K 0 61 7 同 条に は、 当 次 該 0) 場 項を 所 から 加 える。 0) 土壌

0 搬 出 K 伴う汚染拡散 防止に必要な限度に おいて適用する。 2

第 百 五. 十六条第 項 中 「又は第五十六条」 を 第五十六条又は第百二十条第 項 に改める。

第 省 五. 十八条第 号 中 第百十四 条第一 項 を 第 百十四条第二項若しくは第四項」 に改める。

第 百 五十 -九条第 号中 第百十五 条第二 項 又は第百十六条第二項」 を 「第百十五 条第三 項若しくは 第 Ŧī. 項 又は第百

五. 項 第 百 十六条の二第二 項の規定により 準 用する場合を含む。)若しくは第七項 (第百十六条の二 第二項 の規定により準用

す る場合を含む。 \subseteq 13 改める。

別 表第 几 二 十 七 0) 項 中 塩 化ビ ニル モ ノマ] 0) 下 13 別 名ク 口 口 エチレン) __ を加える。

附 則

施 行期 \mathbb{H}

1 この 条例 は 平 成三十 年 川 月 \mathbb{H} か 5 施 行する

経 過措 置

2 この 条 例 0) 施 行 前 にこの 条例 による改 正 前 0 都 民 0) 健 康と安全を確保する環境に 関 する条例 以 下 旧 条例」とい う。

第 旨 + 几 条 第 項 0) 規定による命令を受け た者に対 す る当該 命令に 係 る旧 条例 0) 規 定 0 適 用 13 0 11 7 は、 な お 従前 0 例 K ょ

る。

3 事 業者 0 に対 条 例 す 0) うる 当 施 行 該 前 求 13 8 旧 に係 条例第百 る 旧 十五. 条例 条第一 0 規 定 項の規定により 0) 適 用 K 0 11 7 は 汚 染 状況 な お 従 0) 調 前 0) 查 0) 例 K 結 よる。 果を報告するよう求め 5 れ た有害物 質 取 扱

0

- 4 止 除 0) 却又は 条 例 0) 届 施 出 行 前に K 係る旧条例 旧条例第百十六条第 0 規定 0) 適 用 につ 項に規定する廃止、 1 ては、 なお 従 前 除却又は届出を行 の例による。 0 た 有害物 質 取 扱事業者に対する当該 廃
- 5 この条例 0 施 行 前に 旧条例第百十七条第一 項に違反をしている者に対する勧告に 係る旧条例第百二十条の規定の適用 につ

いては、

なお

従

前

0)

例による。

- 6 この条例 0 施 行 前 に i 旧 条例第百十七条第二 項 の規定により汚 染 状 況 0) 調 査 0 結果を報告 した土 地 0) 改変者に対する 当 該 報
- 告に係る旧 条例 0) 規定の 適用については、 なお従 前 0 例による。
- 7 と安全を確保する環境に関する条例第百十 この条 例 0) 施 行 0) 際、 現にされている 旧 七条第二項 条例第百十 七条第二 0 規定による求めとみなす。 項の規定による求めは、 この条例 による改 É 後の都 民 0) 健康
- 8 この こ の 条例 条例 0 施行 0 施 後にした行為に対する罰 行 前にした行為及び附則 第二 則 0 適用 項から第六項まで K ついては、 なお従前 の規定によりなお従 の例による。 前 0) 例によることとされる場合に お け る

(提案理由)

土 壌汚染対策法の一 部を改正する法律 (平成二十九年法律第三十三号) の施行等を踏まえ、 土壌及び地下 水の汚染の防 止に

係る規定を改める必要がある。